

令和 2 年度 事業報告書

自：令和 2 年 4 月 1 日

至：令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人 おおくま福寿会

1. 基本方針

(1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業の再開について

大熊町認知症グループホームおおくまもみの木苑の指定管理者として、令和2

年4月13日に施設をオープンし、4月23日より入所者を受入開始しました。

新型コロナウィルスの流行が収まらず、入所者の面談、受け入れに時間がかかり、また、開所時の職員の指導も指導員の来所ができず、当法人職員として採用になった職員がテレビ会議等で指示を受けながらの運営となりました。

新型コロナ緊急対策終了後、委託先より指導員が来所し、運営全般の指導を開始しました。

9月に第1ユニット9名の入居が完了し、引き続き第2ユニットの開所に向けて職員募集を継続しましたが、人材紹介会社経由で採用した3名が退職するなど採用計画が進まず第2ユニットの開所が次年度になりました。

また、入所者様については新型コロナ対応で外出や面会の制限があり、ストレスを感じながらの生活となっており、イベントや人の少ない場所へのドライブ等で対応してきたが、感染症の流行が収まらないことからテレビ電話等での面会を計画し、利用者様とご家族との面会機会の代替案を計画しました。

介護サービスの提供に関しては、職員の外部研修を計画したが、新型コロナの影響で必要最小限の研修しか行われず、Web 開催の研修を受講させるなど、組み合わせて行った。

内部研修については、伸こう会（株）との委託契約に基づき業務点検等を行った結果について指導をいただくとともに、各種委員会組織（感染症委員会、認知症ケア委員会、虐待防止委員会、業務改善委員会、防災委員会、環境美化委員会、レクリエーション委員会、ケア記録委員会、リスクマネジメント委員会、広報委員会）を立ち上げ、それぞれ月 1 回開催し業務に反映しています。

（2）採用活動の継続と人材育成について

第 2 ユニットの入居開始を急ぐよう職員募集を継続してきたが、人材紹介会社からの紹介料も 160～220 万円と高額であり、その採用者も 3 名離職するなど経費がかさんだことから、一時人材紹介会社の利用を停止し、ハローワーク、Web 媒体による求人に切り替えて、募集を継続しています。

人材育成については、（1）にて報告したように新型コロナ禍で思うような研修ができないかったが、施設運営に必要な資格者については資格研修を受講させ、常時 2 名体制をとることができた。

職員の定着率、就業意欲を高めるために法人理念等の見直しを計画したが、本部機能が停止状態となり、作業に着手できなかったことから、次年度に繰り越すこととなった。

(3) 令和3年度予算方針について

令和3年度予算については、令和2年度を参考に予算計画を立てたが、第2ユニット入居開始に伴う指定管理料の見直し等もあり、当分の間、営業利益に応じた補正予算等で対応せざるを得ません。赤字分については、これまで同様、内部留保資金の補填で対応します。

令和2年度、法人本部の土地・建物等につきましては中間貯蔵施設整備事業用地として環境省に売却しました。これに伴い、施設整備についていただいた国、県、双葉郡町村会補助金返還分を除き、基本財産として1億円積立し、残金を施設建設のための整備積立金として運用することとした。

今後、前年度の事業執行状況等の精査や、適正な予算執行等に努め、予想される赤字幅の縮小に努めてまいります。

特に、本部事務職員配置による伸こう会（株）の業務委託の内容見直しや3年後に迫った小規模多機能施設開所のための準備に要する経費をターゲットとして予算補正してまいります。

(4) 令和2年度法人本部業務状況について

令和2年度は、大川原地区への本部移転と、グループホーム開所で始まったが、新型コロナの緊急事態と重なり、開所イベントが中止され、業務委託指導員の現地指導ができないなり、本部施設長の業務指導が行われないまま時間が経過し、開所前に行った事前研修

で急場を乗り越えました。

本部施設長の体調不良による業務補完のために前年度に事務長候補者を採用し、研修等を受講させるなどの対応を講じたが、採用後4か月の6月に退職した。

このため事務長候補者の求人をかけたが人材が見つからず、結果として環境省との法人本部所有の土地・建物等の売却処理も遅れ9月に契約を終了した。一方、その財産処分に係る事業の休廃止や定款変更等の一連の事務処理だけでなく、定時評議員会後の理事会等の開催がされず本部機能不全が続いた。

このため11月から理事長が常勤し、福島県の指導を受けるなど、本部の機能回復に努めてきたが、社会福祉法や介護保険法に係る諸手続きに関する理事会・評議員会開催等に時間を要し、年度内の解消には繋がらず、次年度に継続している。

今後、事務局の補充強化、常務執行理事の配置等の対策を講じて、法規、定款等の精査を含め業務の見直しを行う必要がある。

(5) 今後の法人の構想とあり方について

福祉の里構想について、町・社会福祉協議会との3者協定に基づき当法人の役割を明確にし、協力してまいります。

そのために、令和2年度が中期的な整備方針の検討を計画していたが、本部要員の離職や退職できなかったことから、令和3年度は基本整備計画を検討し、町・町社協と基本

的認識の共有を図ります。

また、子育て世代支援や障害者支援の立案、ICT や IoT 利用による業務改善等の取り組みの継続を行います。

2. 重点目標等の実施状況

(1) 組織体制

法人本部については、施設長、課長（施設長補佐）、事務員の3名で4月にスタートしたが、6月に事務員が退職し、11月に施設長が退職するなどし、理事長が11月から常勤し、2月と3月に事務員を採用し本部機能の回復に努めている。

グループホームについては、4月に10名で開所したが、5月に1名退職し、5月と6月にそれぞれ1名採用、1月に1名退職、2月に1名採用と年度末は13人体制で、管理者1名、計画作成者2名（1名兼務）、介護士11名となった。

(2) 定款の変更

1) 令和2年6月15日 定時評議員会

議案第4号

定款第5条事務所所在地の変更

「大熊町大字夫沢字南台82番地の3」を

「大熊町大字大川原字南平1920番地1」に変更

2) 令和3年度2月17日 令和2年度第2回臨時評議員会

議案第12号

定款第一条

(1) 第一種社会福祉事業

特別経営養護老人ホームの経営 を削除

(2) 第二種社会福祉事業

イ、老人デイサービス事業の経営

ロ、老人短期入所事業の経営

の2項を削除し

ハ、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

を (1) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営に変更

定款第三〇条第二項第二号

定期預金「100万円」を「1億円」に変更

(3) 令和3年3月25日 令和2年第3回臨時評議員会

議案第17号

定款第一条 (1) 「認知症対応型老人共同生活援助事業の経営」を「認対応型老人共同生活援助事業の指定管理へ」に変更

(3) 規程の一部改正

1) 令和2年5月27日 令和2年度 定時理事会

議案第5号

社会福祉法人おおくま福寿会 事務専決及び代決に関する規定の一部改正

ア. 理事長の専決事項 別表1

8. 主任の任免に関すること

9. 賃金支弁職員及び嘱託職員の任免に関すること

の2項を追加

イ. 施設長の専決事項 別表第1

4. 契約金が「100万円未満」を「30万円未満」に変更

7. 「所属職員の給与、その他の経費の支出に関すること」

を「所属職員の給与規則に基づく各種手当の認定に関するこ」に変更

議案第6号

社会福祉法人おおくま福寿会印象取り規程の一部改正

(7) グループホームおおくまもみの木苑施設長印

(8) 社会福祉法人おおくま福寿会銀行印

の2種 追加

議案第7号 経理規程の一部改正

統括会計責任者を廃止し、会計責任者、出納員、理事長の職務を整理した。

議案第8号 社会福祉法人おおくま福寿会給与規則

第23条「管理職手当」を「役職手当」に改正し、「管理職以外の中間管理の地位にある職員に対して係長、主任はその職務の特殊性に基づき、給料月額について適正な役職手当を別表3に定め支給する。」を追加する。

第16条(扶養手当) 第3項、第4項、第23条(役職手当) 第2項、第3項、第27条(職務手当) 第3項、第4項、第28条(単身赴任手当) 第3項、第4項にそれぞれ「ただし、就業規則第26条の規定による休日及び勤務を要しない日が1か月のうちに10日以上にわたるときは、その勤務した日数に応じて、日割り計算によりその月の(扶養、役職、単身赴任)手当を支給する。」「前項但し書き規定による日割り計算の方法は、理事長が別に定める。」を追加する。

2) 令和3年3月10日 令和2年度第3回臨時理事会

議案第23号 社会福祉法人おおくま福寿会経理規程の改定について

第6条第5項

事業区分、拠点区分及びサービス区分を」①サンライトおおくま拠点区分のサービス区分を」削除し、
②のおおくまもみの木苑拠点区分を①に繰り上げ、そのサービス区分そのままとした。

4. その他事項の実施経過

1. 環境省への旧法人本部土地、建物等売却について

環境省との売却は、1,937,506,344 円で契約を令和 2 年 9 月 17 日に締結し、令和 2 年 11 月 12 日に入金された。

一方、財産処分に係る補助金返還について、県補助に対する返還金は 103,729,733 円、双葉地方町村会構成町村への町村負担金に係る返還金は 2,500 万円で、それぞれ令和 3 年 1 月 5 日、6 日の両日で振り込みを完了した。

2. 経理規程におけるサンライトおおくま拠点区分の廃止

環境省への旧法人本部資産売却に伴ない、サンライトおおくま拠点区分が廃止となることから、その残金については、おおくまもみの木苑法人本部サービス区分に移すことを、令和 3 年 3 月 10 日開催の第 3 回臨時理事会議案第 21 号にて決議し、議案第 23 号にて経理規程の一部改正を決議した。